

II. 調査対象国の会計検査院における会計検査制度

ここでは、既存の文献・インターネット資料等、及びドイツ・スウェーデンについては現地でのインタビュー調査結果を基に、調査対象国の国の会計検査院における会計検査制度の全体像を整理する。具体的には、①会計検査院の位置付け、②会計検査院の組織体制、③業績検査（performance audit）の実施状況、④社会保障分野における検査の実施状況について、それぞれ整理する。

1. ドイツ——Bundesrechnungshof——

(1) 会計検査院の位置付け

ドイツ会計検査院は、基本法（Basic Law—憲法に相当—）第 114 条第 2 項に定められた独立の連邦財政監査機関である。1950 年にフランクフルトで設立され活動を開始しているが、2000 年 7 月 1 日からは本部（headquarters）をボンに移している。なお、ポツダムに支部（Branch Office）を置いている。

図表 基本法（Basic Law）第 114 条

第 114 条 会計の管理、財政の監督

(1) 連邦財務省は、すべての歳入および歳出、すべての資産および負債についての年間会計を管理し、連邦政府としての義務履行の承認を得るために、次期財政年度内に議会両院に対して報告を行う。

(2) 司法上の独立性が保障された連邦会計検査院の上級職員は、会計を検査し、財政管理上の業績や合规性を検証する。連邦検査院は、毎年直接、議会両院および連邦政府に対してその報告を行う。連邦会計検査院のその他の権限については、連邦財政法によって定められる。

ドイツ会計検査院の組織構造や意思決定手続等については、連邦会計検査院法（Bundesrechnungshof Act）に規定されており、また、検査機能や検査事項・基準等については、連邦財政法（Federal Budget Code）第 88 節以降や財政原則法（Budgetary Principles Act）第 53 節以降に規定されている¹。

¹ その他の関連法は、ドイツ鉄道改革法、連邦ラジオテレビ法等。

図表 連邦財政法（Federal Budget Code）第 88～90 節

第 88 節 連邦会計検査院の役割

- (1) 次に規定される条項により、連邦会計検査院は、連邦政府のすべての財政管理の検査を行う。その対象には、政府から分離された財産基金や企業も含む。
- (2) 会計検査での発見事項に基づき、連邦会計検査院は、連邦議会の両院や連邦政府および個々の連邦府省に対して助言を与えることができる。連邦会計検査院が議会に対して助言を与える場合、それは連邦政府に対しても同時に伝えられなければならない。

第 89 節 検査の範囲

- (1) 連邦会計検査院は、次のものを検査する。
 1. 歳入、歳出、支出を負う付託、資産および負債
 2. 歳出または歳入を伴う政策
 3. 歳入または支出を伴う暫定的な会計記載事項
 4. 独立行政機関に配分された基金（自己管理基金）
- (2) 連邦会計検査院は、その裁量によって、検査範囲を限定し、特定の会計を検査しないで済ますことができる。

第 90 節 検査の実体

会計検査は、合規性および十分な財政管理の原則が観察されるかどうか、という観点から行われる。とりわけ、

1. 予算決議および採用された見積りが執行されているかどうか、
 2. 歳入ならびに歳出が適切に実現化され、それが証憑によって裏付けられているかどうか、また、予算および資本勘定とも適切に準備されているかどうか、
 3. 基金は効率的かつ経済的に管理されているかどうか、
 4. 目的はより少ない人数や資源で実行され得るかどうか、あるいは他の手段によって、より効果的に実施し得るかどうか、
- という観点が検証される。

(2) 会計検査院の組織体制

①組織

ドイツ会計検査院は、院長・副院長の他、検査テーマ別に分けられた 9 つの検査局 (Division) と、その下に属する 49 の検査課 (Unit) によって構成されており、1 つの検査課は大体 6~7 人の調査官によって構成されている。これらとは別途、組織の管理機能を担う間接部門が院長局 (Presidential Division) に属している。ドイツ会計検査院のスタッフは約 670 人であり、このうち約 3 分の 2 が調査官、残りの約 3 分の 1 が内部管理職員である。また、1998 年からは全国に 9 つの地方検査事務所 (regional branch office) を置いており、別途約 800 人のスタッフが在籍している²。

なお、社会保障分野は第 VI 局 (ボン本部) と第 IX 局 (ポツダム支部) が担当しており、第 VI 局は主に労働・雇用関係政策の検査を、第 IX 局は主に医療・社会保険関係政策の検査をそれぞれ行っている。また、このような縦割りのテーマとは別に、例えば各省庁の人事関連政策・同支出、データ分析・加工機能、公共事業等の特定プロジェクトを対象に、省庁横断的な検査を行うこともあり、こうした場合には異なる局課のスタッフから構成されるアドホックな検査グループ (Audit Group) が設けられることもある。

一般に、ドイツ会計検査院の検査活動 (検査方法や最終的なアウトプット等) に関する意思決定は、「カレッジ (colleges)」と称される組織・機能によって行われる。カレッジとは、原則として局長 (senior audit director) と課長 (audit director) の 2 名によって構成され³、カレッジでの意思決定は局長と課長の合意に基づかなければならず、仮に二者間での合意が取れない場合には、局評議会 (divisional senate) 又は大評議会 (Senate) が決定を行うこととされている。

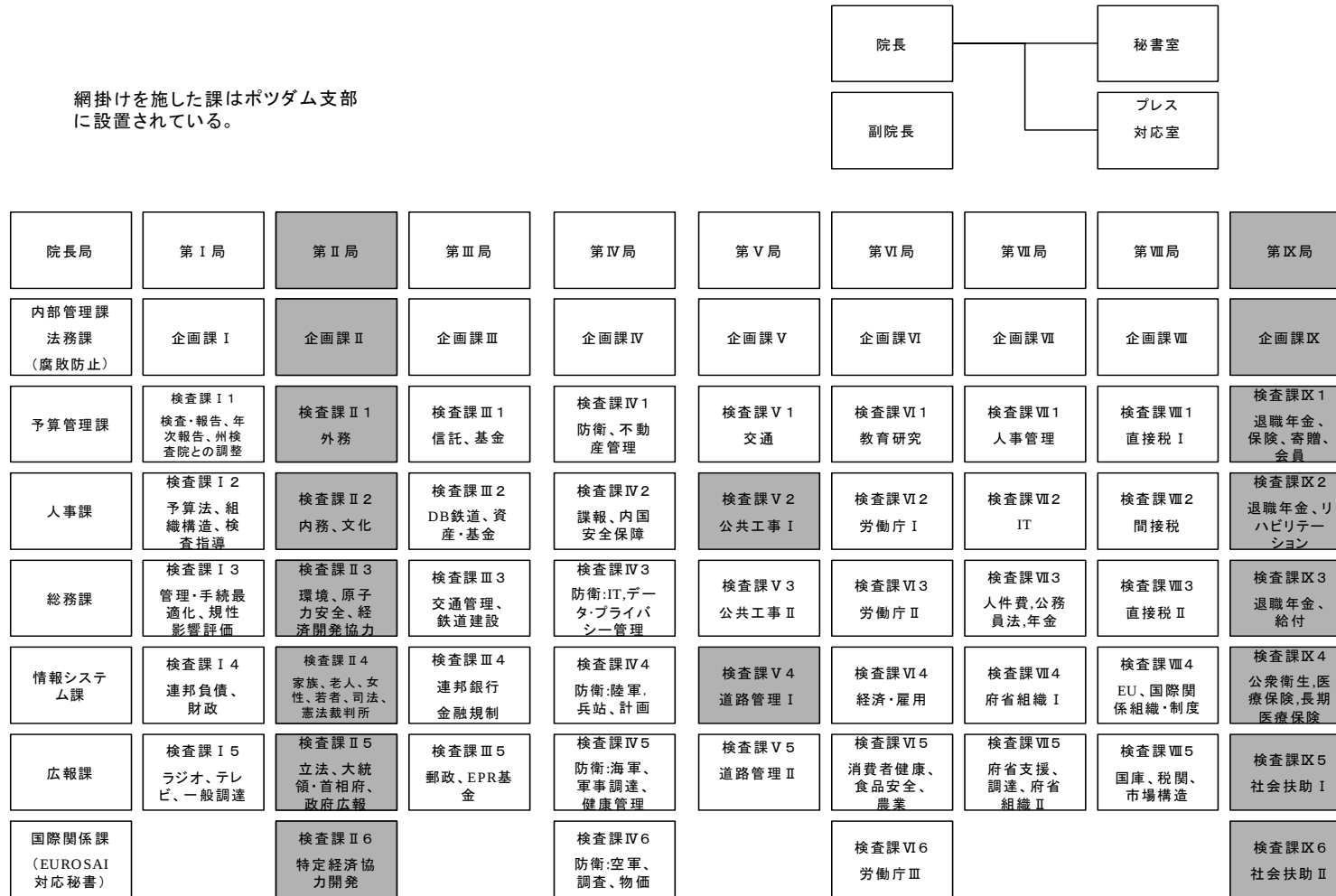
大評議会は、連邦会計検査院法に定められた最高意思決定機関であり、院長、副院長の他に局長 (9 名)、課長 (3 名)、報告者 (2 名) の計 16 名から構成される。大評議会は、特定の問題を調査するために、傘下に委員会を設定することがあるが、その中でも最も重要な委員会として常任委員会 (standing committee) を設けなければならないことが連邦会計検査院法によって定められている。大評議会は、上記の調停機能に加え、連邦会計検査院の年次報告の内容を決定する機能を有している。なお、大評議会の意思決定は、多数決によって行われる。

² ベルリン、コブレンツ、ケルン、フランクフルト、ハンブルグ、ハノーバー、マグデブルグ、ミュンヘン、シュツットガルトの 9 地域。これに伴い、旧・予備検査事務所 (pre-audit office) が廃止された。旧予備検査事務所は、各省内の組織であり、事務所長は連邦会計検査院の合意の下に任命されていた。しかし検査業務の効率性と効果を高めるために、1998 年より連邦検査院直属の地方会計事務所に置き換えられた。

³ 課長以上の 63 名は、メンバー (Member) と呼ばれ、院長・副院長を除き終身身分が保証される。法律により、院長又は副院長、及びメンバーの 3 分の 1 以上は、法曹資格を持つべきとされている。メンバーを含め、会計検査院職員の多くが法曹資格を保有しているのは、会計検査院が財務運営の合規性、法令遵守を重点的に検査するために、法曹資格が不可欠であると考えられているためである。

図表 ドイツ会計検査院の組織図

網掛けを施した課はポツダム支部に設置されている。



資料) Bundesrechnungshof (2005) , *The Bundesrechnungshof and its Regional Audit Offices.*

②検査対象

ドイツ会計検査院の検査対象は、連邦行政機関及び連邦補助金を受けている機関、および連邦政府が出資している公社である。なお、公社の民営化が進められている現在、ドイツ会計検査院が検査できる範囲は、対象公社において連邦政府が議決権を有している運営範囲にのみ限定されている。例えば、ドイツにおける社会保険機構は独立した法人格を有しており、本来であればドイツ会計検査院の検査対象外であるが、連邦補助金を受けているため検査の対象となりうる。

ドイツ会計検査院は、自らが行う検査の内容・程度について完全な自由裁量を有しているものとして、政策そのものの是非を検査することはないとしている。ただし、意思決定について、その根拠や影響・効果を検査し、報告することはあり得る。この場合のドイツ会計検査院の主たる責務は「連邦政府の財政運営を検証すること」であり、この文脈において財務検査と財務管理とを明確に区別して考えているわけではない。こうした検査は、連邦政府の財政活動について「合規性」と「経済性」の観点から行われる。ここで言う「合規性」の観点とは、法や規則に従っているかどうかを検査するものであり、他方「経済性」の観点とは、一定の予算内で最大の効果を得ているかどうか、あるいは最大の効果を最小の費用で得ているかどうかという点を検査するものである。

1969 年の連邦財政法の改正により、新たにドイツ会計検査院に求められるようになった役割として、連邦議会（Bundestag）、連邦参議院（Bundesrat）及び連邦政府に対する財政運営——とりわけ、将来の支出決定や法案計画——について助言を与えることができるようになった。したがって、それまでのように“拙い財政運営の事例”を挙げることに主眼が置かれるのではなく、公的管理（Public Management）が改善される方法を立法府や政府に対して直接助言していくことにも重点が置かれるようになっている。ドイツ会計検査院が、予算委員会における予算計画過程にも参加しているのは、こうした助言業務を遂行する上での 1 つの特徴となっている。

また、ドイツ会計検査院は、進行中のプロジェクト、プログラムについても検査する権限を有しており、これによって潜在的な節約が図られることになる。例えば建設契約においては、事後的な検査だけでなくとどまらず、入札プロセスや計画段階をも検査対象とすることが可能であり、財政運営の効率化と、事後の会計検査の効率化を目指している。

なお、インタビューによれば、近年議会・議員からの要請に基づく検査の数が増えてきつつあるとしている。局またテーマによって要請を採択するかどうかは異なっており、例えば社会保障分野を扱っている第 IX 局では要請された事項の約 1 割程度をテーマとして採択しているが、国防政策を扱っている第 IV 局では 3～4 割程度をテーマとして採択しているとしている。なお、特定の政党、特定の議員への偏向を避けるために、議会・議員からの要請は、予算委員会会計検査小委員会を必ず通すようになっている。

(3) 業績検査の実施状況

①業績検査の取組

ドイツ会計検査院の各検査課では、財務検査と業績検査の双方を扱っており、他の欧米諸国の会計検査院のように財務検査と業績検査の2つが組織的に分かれているわけではない⁴。インタビューによれば、同一の担当組織・担当者が財務検査・業績検査の双方を担当するスタイルが、ドイツの伝統的な検査スタイルであるとのことである。調査官レベルの投入労力・時間ベースで換算すると、概ね財務検査が6割、業績検査が4割程度であるとしているが、局課によって取組の度合いはまちまちであり、例えば、連邦持株会社の検査を担当する第Ⅲ局各課では財務検査のみを実施し、業績検査は全く行っていない反面、共通課題の検査を担当する第Ⅰ局第3課ではほぼ「経済性」の観点からの業績検査のみに専従している。このように、それぞれの局課によって検査への取組の優先順位が区々に設定されている状況のようである。

業績検査は、主に経済性、効率性、有効性の基準から **Good Value** が得られているかどうかを検査される。業績検査は、望ましい目的が実際に達成されたかどうか、十分なプログラム評価が実施されたかどうかを検証するために近年ますます重要性を増しており、特に大規模プログラム（プロジェクト）に対して業績検査が実施される傾向にある。ただし、インタビューによれば、ドイツ会計検査院では業績検査の内容を「経済性 **economy**」「効率性 **efficiency**」「有効性 **effectiveness**」のように分けて定義しているわけではないとしている。この理由として、そもそも 3E は相互に関連するものであり、あえて分けて議論する必要はないのではないか、との意見が寄せられている。

またインタビューによれば、業績検査では“アウトプット”を検証することが主流であるとしている。この理由として、一般的に業績検査は長期間・大規模になる場合が多く、取り分け“アウトカム”を検証するためには、より多くの時間がかかることが挙げられている。ただし、業績検査において、アウトプットを重視するか、アウトカムを重視するかは、政策分野によっても違いがあり、例えば、経済協力分野の業績検査では“アウトカム”の検証にも着手することが多いようである。

⁴ 例えば、本調査対象のスウェーデンでは、財務検査部と業績検査部に組織が分かれている。

②業績検査の流れ

業績検査の一般的な流れは、①調査設計に約 2～4 週間、②受検庁に対してデータ提供依頼を行ってからデータが収集されるまで約 2 週間、③データ分析・報告書作成に約 2～3 か月を要し、約 3 か月で 1 つの業績検査が終了するとしている。業績検査のテーマ案は、過去の経験に基づきスタッフが提案する場合が多く、年間検査計画は「カレッジ」での議論によって確定される。特に重要なテーマについては、検査院長・副院長がこの「カレッジ」の議論に加わることもあるとしている。

実際に調査に入る前に受検庁に対するアナウンスを行うこと、調査結果がまとまった段階で事実確認依頼を行うことが一般的である。会計検査院からデータ提供依頼があった場合、受検庁はデータを提供する義務がある。受検庁側で収集していないデータについては、会計検査院が独自にアンケート調査やインタビュー調査を通じて収集することもあるが、一般的には、検査の一環として受検庁に対してデータ収集を依頼するか、検査とは別のプロセスでデータ収集を依頼することの方が多いとのことである。また、会計検査院からのデータ提供依頼、データ収集依頼に対して、概して受検庁は協力的であるようである。

③業績検査結果の取扱

ドイツ会計検査院では、財務検査・業績検査を合わせて年間約 600 本の検査を実施し、レポートを作成している。以下、検査結果の一般的な取扱いについて説明する。

_____ • _____ • _____ • _____ • _____ • _____ • _____

検査結果は、まず①内部報告の形式で詳細なレポートとしてまとめ、受検庁（及び当該庁を所管する母省）に対して送付される。

この時点で、②-1 受検庁側より合意が得られれば、当該受検庁（大臣宛とするか、上級公務員宛とするかは、局長と検査課長との間の協議で決定している）に対して『検査結果の照会』（Prüfungsmitteilungen。英語訳では management letter）という形式のレポートを提出して案件が終了する。約 500 件程度がこのケースに該当する。検査報告は非公開であるため、会計検査院の成果として公に認識されることはないが、一部、めざましい改善が行われた事案については、後述する『年次報告』の中で“グッドプラクティス”として報告されることもある。

他方、②-2 受検庁より合意が得られなかった場合は、判断を国会に委ねることになる。約 100 件程度がこのケースに該当する。

③これらのうち、大半の事案は、国会に対する『年次報告』（Jahresberichte。英語訳では annual reports）の中で、個々の事案をコンパクトにまとめ、複数事案をまとめて国会に報告することとなる。年次報告に記載した個々の事案は予算委員会会計検査小委員会の場で報告することになっており、その後同委員会がそれぞれの分野を所管する委員会に送達、個々の委員会で審議されることとなる。なおこの年次報告は一般にも公開されるため、会計検査院の成果が国民に対して説明される唯一の手段となる。年次報告で取り上げた事案の議会承諾率は約 9 割であり、かつ議会で議決された事項は受諾義務が発生するため、受検庁にとっては年次報告に掲載されること自体がプレッシャーとなっている⁵。

④中でも、重大・深刻な問題をはらんでいると判断した事案については、別途『特別報告』（Sonderberichte。英語訳では special report）という個別レポート形式でとりまとめ、国会に提出する。この『特別報告』は原則非公開（一部の特別報告は公開され、インターネット上でも閲覧可能）であるが、特別報告として国会に報告した事案については、それ以降会計検査院が継続的にフォローアップし、別途新たに検査を行う場合もある。現在 100～200 件の特別報告がフォローアップの対象として蓄積している。

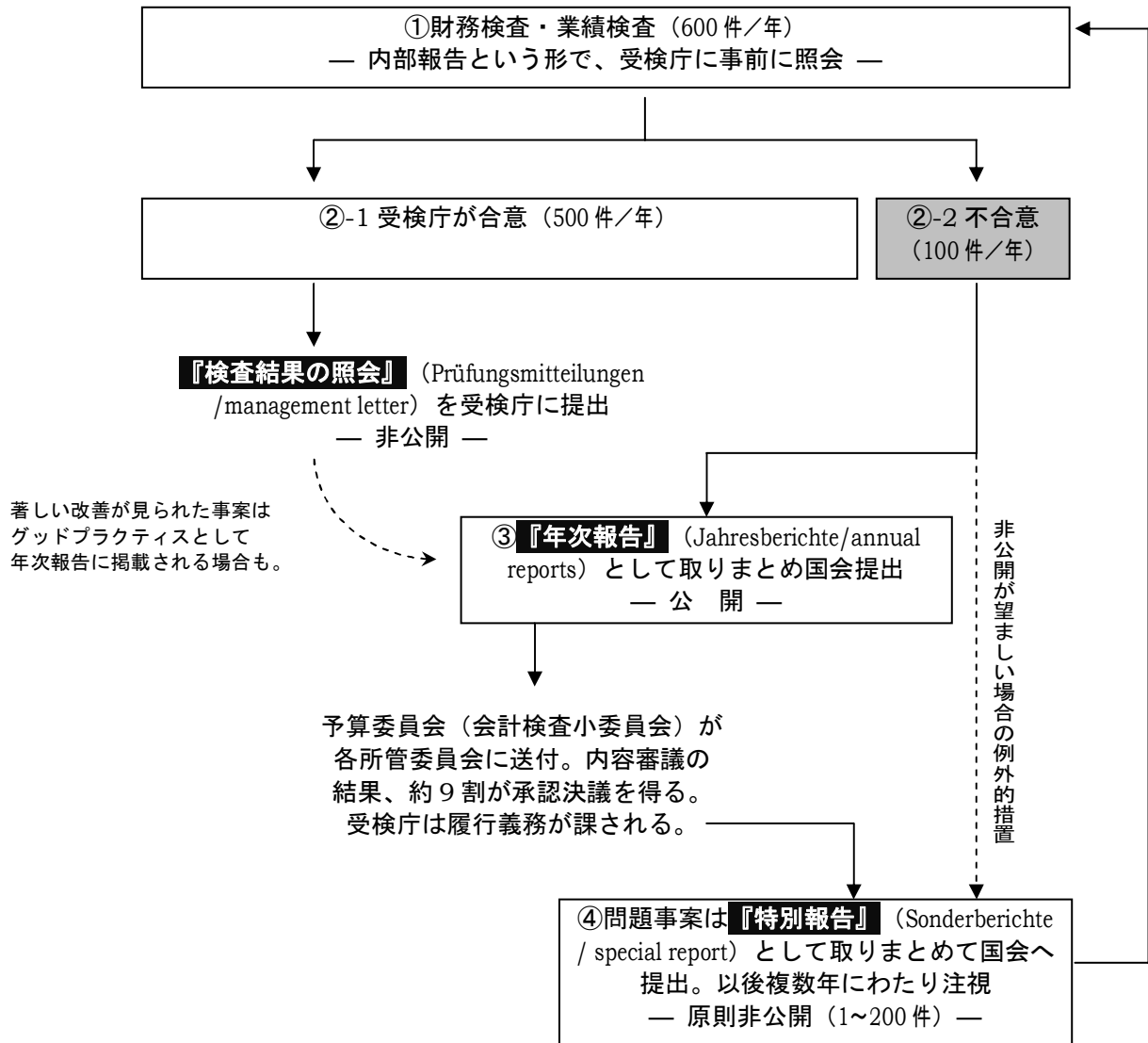
—・—・—・—・—・—・—

以上の流れを、次頁においてフロー図としてまとめている。

なお、1997 年度以降、ドイツ会計検査院は、議会に対して 2 年度前に『年次報告』の形で提出し、その中で欠点として指摘した事項について、連邦省庁やエージェンシーがどのように対処したかをフォローアップするためのレポート——『検査インパクトレポート』——を作成しており、毎年 7 月に公表されている。

⁵ 2005 年版年次報告では、Part I は連邦全体に関わる財政マネジメントの状況を、主に財務検査の観点から記述している。これに対して、Part II は、各省庁別の財政マネジメント及び業務運営について、財務検査に加え、業績検査的視点も交えながら特定検査結果を記述する、というスタイルをとっている。Part III では、各省庁別にさらなる検査結果が示されているが、Part I・II とは異なり、連邦財政法第 114 節第 2 項に従い連邦議会による改善勧告は行われない。

図表 検査結果の取扱いについての分類



資料）インタビュー結果を基に、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

④会計検査院の業績検査と制度所管省庁の政策評価との関係

インタビューによれば、会計検査院が行う業績検査と、制度所管省庁が行う政策評価の違いは、会計検査院の業績検査は事後評価のみに限定される一方で、批判的な結論を自由に提示することができる点にあるとしている。基本的に、制度所管省庁が政策評価を行ってようがいまいが、会計検査院は検査テーマを自由に選定することができる。

実行上、制度所管省庁の政策評価と会計検査院の業績検査とで同じテーマを同時期に扱うようなケースはあまり存在しないが、過去、年金機構の事業所スペースの必要面積算定を行ったケースでは、制度所管省庁の政策評価と会計検査院の業績検査がほぼ同時期に重なったことがあり、結果的に制度所管省庁の政策評価と会計検査院の業績評価の結果がほぼ同じ内容であったとのことである。他方、制度所管省庁と会計検査院が協働して同じテーマに取り組むということもあり得、例えば、連邦財務省（BMF : Bundesministerium der Finanzen）と会計検査院とが協働して行ったテーマとして、EU 消費税の域内格差を利用して納税逃れをする者の問題を取り扱った際には、会計検査院は調査手法上の貢献を行ったとしている。

一方、連邦各省の内部監査部門との接点は存在しない。あくまで各省との接点はフォーマルなもののみであり、会計検査院としては、認められている権限に基づき、必要な情報を収集するだけであるとしている。

(4) 社会保障分野における検査の実施状況

社会保障分野の検査を行う第Ⅸ局は、ポツダム支部にある 2 つの局のうちの一つである。第Ⅸ局には 40～50 人の調査官が在籍し、6 つの検査課にわかれている。第Ⅸ局は社会法典第 6 編（法定年金保険）をカバーしており、近年、元々存在していた連邦社会保護法（社会扶助）が社会法典第 12 編として組み入れられたことにより、これも検査領域でカバーすることになった。とはいえ、社会扶助政策は州政府の管轄事項であり、連邦政府の補助金が導入されていないので、実際には国の会計検査院が検査を行うことはない（州政府の会計検査機関が行うべき事項）。なお、社会保障分野の検査では、受給者に対する直接的なサーベイを行うことはほとんどない。受給者に対するサーベイは実施省庁が担うべきであり、会計検査院が行うべきことではないという認識である。企業や各機関に対する調査を行うことはあり得るものの、あくまで既存のデータを用いることが多く、検査のために新たに独自調査を行うことは極めてまれである。

社会保障分野の検査テーマの選定の方法として、①過去に実施した検査結果から新たに検査テーマとして選定する場合の他、②連邦財務省（BMF）・連邦労働社会省（BMAS : Bundesministerium für Arbeit und Soziales）・社会保険機構の 3 者からなる予算編成会議に同席しており、ここで提示された問題点を検査テーマとして選定する場合、③国民的な課題について、会計検査院の下級スタッフにブレインストーミングをさせて検査テーマを選定する場合、④議会・議員からの要請等を参考に検査テーマを選定する場合がある。

現在、疾病保険・介護保険分野で、社会保険機構への検査権限を巡り社会保険機構と論争中である。従来の疾病保険・介護保険は独立会計であり、国の会計検査が入り込む余地はなかった。さらに、社会保険機構間での競争促進を目的とした過去の法改正により、社会保険機構は民間企業並みに自律すべきとの政策変更がなされた。しかし、近年は社会保険機構に対して国費が一部に投入されている。国の補助金の受給者に対する検査権限は認められているが、社会保険機構側は、直接的に国の補助金が投入されている部分にのみ検査を行うべきであって、社会保険機構の管理体制や運用体制等には検査権限は認められていないと主張している。これに対して、会計検査院側では、社会保険機構の役職員の給与水準も含め検査権限があると主張している。

2005 年版年次報告（2004 年度決算）の中では、社会保障分野を所管する省庁への検査結果として、以下のテーマが記載されている。

<Part II : 改善勧告を伴う省庁別検査結果>

- ・旧・連邦経済労働省「業務上の健康と安全プログラムが非効率に実施されていること」
- ・旧・連邦保健社会保障省「法定社会保険機構は、職員に対して、適用可能な共同合意によって規定された給与よりも高い給与を支払っていること」

＜PartⅢ：改善勧告を伴わない省庁別検査結果＞

- ・旧・連邦経済労働省 「EC 指令期限のデータベースの委託を迅速化したこと」
- ・旧・連邦保健社会保障省「補償基金を広告費用の支払いに転用していること」

年次報告に記載される検査報告は、概要を記した数行程度のものである。また特に財務検査・業績検査の別も明示されていない。2005 年版年次報告のうち、旧・連邦経済労働省「業務上の健康と安全プログラムが非効率に実施されていること」については、3E の視点が要約の中にも表れているので、その内容を以下に紹介する。

本プログラム（新しい業務品質のためのイニシアティブ——Initiative for New Quality of Work）は、連邦職業安全健康研究所（Federal Institute for Occupational Safety and Health）が既に実施しているプログラムとほとんど同じであり、また、プログラム資金がプロジェクトそのものではなく、新しい組織作りや、これまで研究所で行われてきたプロジェクトの資金を第三者機関へ移転することに使われている、との指摘がなされている。会計検査院は、類似業務を行う新しい組織は必要ではなく、研究所にプログラムを実施させることによって、政府歳出を削減できる、と勧告している。

2. スウェーデン——Riksrevisionen——

(1) 会計検査院の位置付け

スウェーデン会計検査院は、2002 年 6 月の統治法（Regeringsformen）⁶第 12 章第 7 条の改正、及び同年 12 月の関連法改正を経て、それまで王国議会下にあった議会検査官（Riksdags revisioner）と、財務省に属していた会計検査局（RRV : Riksrevisionsverket）とが合併する形で、新たに王国議会の下に設立された独立の財政監督機関であり⁷、2003 年 7 月 1 日より活動を開始している⁸。

スウェーデン会計検査院は、憲法相当の法典に定められた独立機関として、組織的には王国議会に属しているものの、法律によって独立性が保証されており、政府・議会に指図されることなく、自ら検査テーマを設定し、設計・実施し、かつ自由に結論を導き出すことができる。

図表 統治法第 12 章第 7 条（1974 年法令第 152 号、改正 2002 年法令第 905 号）

第 12 章 監督権

第 7 条

会計検査院は、王国議会の所轄の下に置かれる機関であって、国が行う活動の検査を任務とする。会計検査院に関する詳細は、王国議会法その他の法律によって定める。会計検査院は、これらの法律の定めるところに従い、国以外の活動についても検査することができる。

会計検査院は、王国議会によって選出される 3 名の検査官によって指揮される。各検査官は、法律の規定を考慮し、検査すべき事項を独立して決定する。検査官は、検査方法及びその検査結果に対する評価をそれぞれ独立して決定する。

当該機関に、王国議会によって選任される顧問委員会を置く。顧問委員会は、検査活動を監視し、検査官の業績検査報告書及び財務検査報告書を受けて提案及び報告書を王国議会に提出し、並びに当該機関の歳出案及び年次報告を承認する。

王国議会は、検査官が職務に関する要件を満たさなくなった場合又は検査官が職務を著しく怠っている場合に限り、検査官を罷免することができる。

資料) 間柴泰治 (2005) 「スウェーデンにおける国の会計検査機関の改革」国立国会図書館『外国の立法』第 223 号より (一部修正)

⁶ 憲法に相当する 4 法典の 1 つ。他の 3 つの法典は、「王位継承法」「出版の自由に関する法律」「表現の自由に関する基本法」。

⁷ 統治法以外の関連法規としては、「国の活動等の検査に関する法律 (2002)」「王国検査院に関する法律 (2002)」「王国議会法を改正する法律 (2002)」等がある。

⁸ それ以前の議会検査官、会計検査局の概要、及び統合の経緯については、間柴泰治 (2004) 「2002 年統治法の改正と王国検査院の創設」国立国会図書館『外国の立法』第 220 号を参照。

図表 国の活動等の検査に関する法律（2002）より「検査の範囲」抜粋

第2節

会計検査院は、第4節にてより詳細に規定される内容に従い、次の活動を検査する。

1. 政府、内閣府、裁判所、政府エージェンシーの活動
2. 王国議会事務局、および王国議会附属エージェンシーの活動
3. 王立コレクション、王宮長官事務局、王立ユルゴーデン（Djurgården）島管理局の活動
4. 法令または法規によって活動が規定され、あるいは、所有者が国であるか、政府費用の提供を受けている、または契約、その他の方法によって、国が運営上に決定力を及ぼし得る株式会社の活動
5. 法令または法規によって活動が規定され、あるいは国と共に設立されるか、または国のエージェンシーによって管理されている基金の活動
6. 国と関連があつて、勘定をつける義務のある、または使途について特別な規定や条件が発せられており、特定活動を支援するために受け取られた国の基金の利用方法
7. 失業給付基金事務局による失業給付のプロセス

第3節

会計検査院は、第5節にてより詳細に規定される内容に従い、次の年次活動報告書を検査する。

1. 国
 2. 内閣府、および国民年金基金を除く政府エージェンシー
 3. 王国議会事務局、議会オンブズマン、中央銀行、スウェーデン 300 周年財団銀行
 4. 王立コレクション、王宮長官事務局、王立ユルゴーデン（Djurgården）島管理局
- 中間レポートが発行される場合には、予測である場合を除いて、それらも検査の対象となる。

(2) 会計検査院の組織体制

①組織

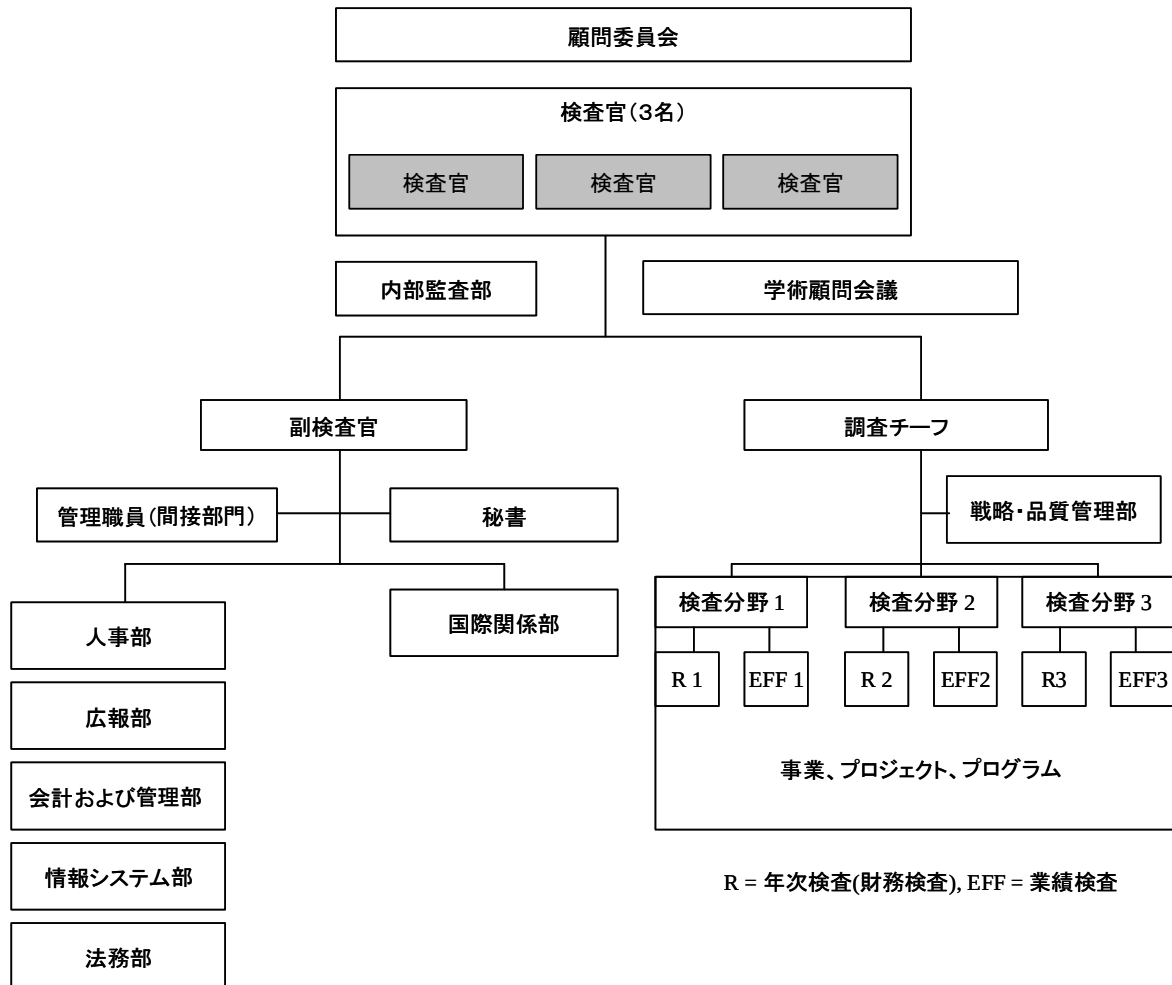
スウェーデン会計検査院は、議会によって任命を受けた 7 年任期の 3 人の検査官 (Auditor General) によって統率されており、組織運営上の決定は 3 人の検査官の協議によって決定される⁹。検査対象の 3 分野 (①安全保障、国民経済、資産管理、②社会保障、財政、行政管理、③労働市場、教育、メディア・文化、国際関係) は、3 人の検査官で輪番する形式をとっている。各検査官には、検査対象分野に対応した財務検査 (financial audit) 部と業績検査 (performance audit) 部とが割り当てられている。財務検査部と業績検査部は、担当する歳出分野を共有している。インタビューによれば、このように同一政策分野に財務検査部と業績検査部が別個に存在するのは、組織の効率化のためであるとしている。この他、公社の検査や特別検査を担当する特別部門と間接部門とが存在する。各部門内には、責任者が 1 名、財務検査部・業績検査部の各責任者が 1 名ずつ存在し、1 部門あたり合計約 80 人のスタッフが存在する。会計検査院全体で約 300 人のスタッフを要しており、主として経済学、社会科学の学位を有する者が多い。

2006 年 10 月の組織改編により、検査官の下に「調査チーフ (Granskningschef)」の職を新たに設けている。これは、各担当部が実施した財務検査・業績検査の品質管理を行う職である。従来、各担当部が実施した財務検査・業績検査については、3 人の検査官に直接提出され、そこで内容の審査が行われるようになっていたが、品質面でのチェックを専門的に担う職を新たに設けて審査に当たらせるとともに、3 人の検査官はより会計検査院の戦略面に従事することを意図したものである。

スウェーデン会計検査院は、王国議員から選ばれる 11 人で構成される顧問委員会 (advisory board) によって、検査活動や運営が監視されている。ただし、顧問委員会は「何をどのように検査し、どのような結論を導くか (what is to be audited, how the audit is to be carried out, and what conclusions are to be drawn from)」については関与せず、これらは検査官が決定する事項とされている。この顧問委員会の他に、スウェーデン会計検査院では、検査手法や検査の質の向上のための学術顧問会議 (Scientific Advisory Council) を置いている。

⁹ 3 人の検査官による協議制は、意思決定に時間がかかるとの指摘を受けることもあるが、半面、外圧に対する脆弱性を回避できること、より広範な観点からの運営が可能となること等のメリットがある、と捉えられている。

図表 スウェーデン会計検査院の組織図（2006 年 10 月以降）¹⁰



資料) スウェーデン会計検査院提供資料

¹⁰ 2006 年 9 月までの組織体制を “【参考 1】2006 年 9 月までの検査体制” に掲載している。

②検査対象

スウェーデン会計検査院の業務は、財務検査、業績検査、国際活動の 3 つの柱によって構成され、それぞれの分野に従事している職員の割合は、おおよそ 4 : 4 : 2 である¹¹。国際活動では、海外援助の枠組において、東欧・アフリカ等の後発国における会計検査院のキャパシティビルディングを行っている。最近は、モンゴル・ベトナム・インドネシア等アジア諸国での活動も多くなっている。なお、2005 年度の活動予算は、検査活動として 282 百万クローナ、国際活動として 48 百万クローナ、総計 330 百万クローナとなっている¹²。

スウェーデン会計検査院の検査対象は、国、府省、政府エージェンシー（国民年金基金を除く）、裁判所、議会事務局及び議会付属の 3 つのエージェンシー、王立機関、社会保険基金及び地方自治体が同基金と協力して実施する業務、公益企業、国有企業、公的基金等、240 機関である。なお、スウェーデンでは、1993 年以降、中央政府、公益企業、国有会社において、民間企業と同様の発生主義会計を採用している。

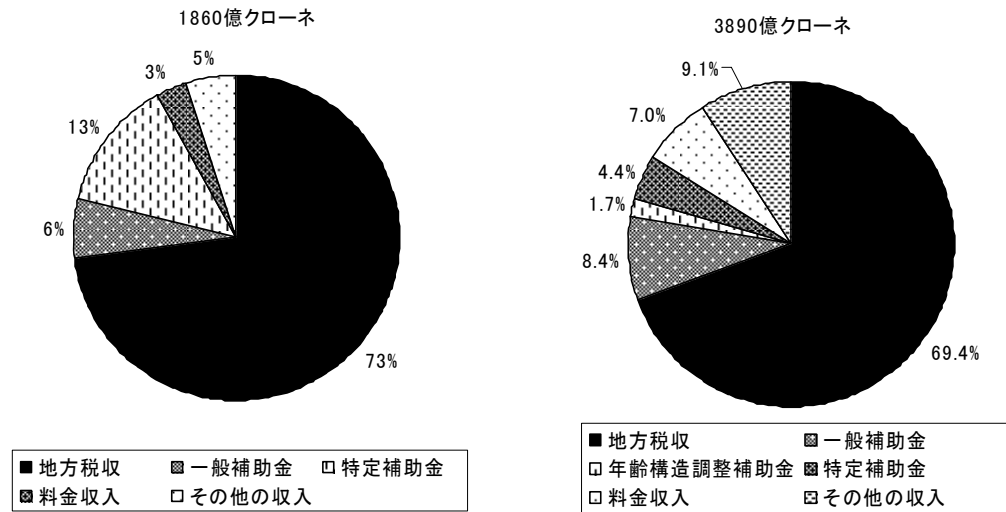
スウェーデン会計検査院は、公益企業や国有企業に対しては、会計士（accountants）としての職員を公社に送りこみ、調査官（auditor）として任命する権限を持っている。任命された調査官は、公社等設置法の下で働くこととなるが、会計検査院に対する報告義務を負っている。従来、スウェーデン会計検査院では公社等の機密事項に関する情報入手の術を持ち合わせていなかったが、現在はこうした調査官の存在を通じて得られるようになっている（ただし会計検査院ではその情報を公開はしない）。これとは別に、公社等の規定によっては公社等独自で監査人を採用することもできる。

スウェーデン会計検査院は、21 のランスティング、約 290 のコミューンに対しては、中央政府から資金（特定補助金）が入っている場合に限り検査対象とすることができる。それ以外は基本的には地方自治体は検査対象外である。スウェーデンの場合、地方自治体に課税自主権があり、地方自治体における監察機関が検査を行うべきものと整理されている。スウェーデン会計検査院の検査対象となる国からの特定補助金が地方自治体の歳入に占める割合は、2003 年度の場合、ランスティングで約 13%、コミューンで約 4.4%に過ぎない。とはいえ、検査実務上では、ランスティング・コミューン連合会との協議は頻繁に行われている。

¹¹ 約 9 割は、中途採用者であり、新卒者割合は 1 割程度である。

¹² 1SEK（スウェーデン・クローナ）＝約 17.05 円（2007 年 1 月 9 日レート）

図表 ランスティング（左）とコミューン（右）の歳入構成比（2003 年度）



資料) Statistics Sweden. ・ Swedish Association of Local Authorities and Regions, “The Economy Report 2005”

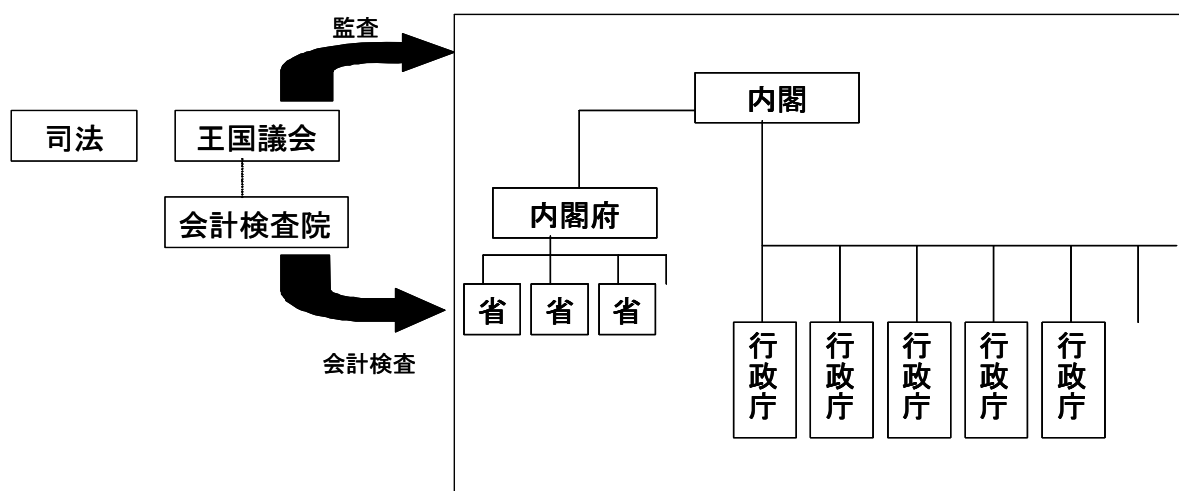
(3) 業績検査の実施状況

①業績検査の取組¹³

スウェーデン会計検査院が行う業績検査では、政府及び中央府省から構成される内閣府（Cabinet Office）の活動を検査する権限が与えられている。例えば、王国議会での決定事項を政府が遂行する手段・方法について検査を行うこととなる。他方、スウェーデン会計検査院は、内閣が義務を遂行することとなる手段・方法そのものについては検査を行わないことになっており、これは依然として王国議会の常任委員会（Standing committee on the Constitution）の役割として残されている。したがって、王国議会の常任委員会が主に政府の法的義務や運営面についての監査を行うのに対し、会計検査院はより財務・会計面に焦点を当てた検査を行うこととなっている。

【スウェーデンの統治体制と会計検査】

スウェーデンでは、内閣の下に各府省から構成される内閣府と多数の行政庁（エージェンシー）が置かれている。少数・少人数規模の府省に対して、多数・大規模の行政庁という構造になっている。各府省では法案や政令、政策の企画立案が行われるのに対して、国会や内閣によって決定された政策を実際に実施するのは行政庁である。



資料）穴見（1998）、藤井（2002）を基に、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

財務検査については定期的（年次）に検査報告書が提出されるのに対して、業績検査は不定期に年間約 30 本の検査報告書が提出される。これらの検査報告書は政府、王国議会に提出される。業績検査のうち、小規模案件を除く約 80%の検査結果について、前述の顧問委員会は、検査報告書を基に王国議会に対して独自に提案や報告を行う。また、主要な

¹³ 旧スウェーデン会計検査局（RRV）では、1967年から業績検査を開始した。小規模レベルのプログラムについては、1921年から業績検査が始まっていた。

検査報告は年次報告に取りまとめられ、顧問委員会の承認を経て、これも政府と王国議会に提出される。このように、業績検査活動の成果は、検査院と顧問委員会から報告書が提出されることになる。業績検査は世間の注目も高く、ほとんどの検査結果がメディアに取り上げられるとしている。

②業績検査の流れ

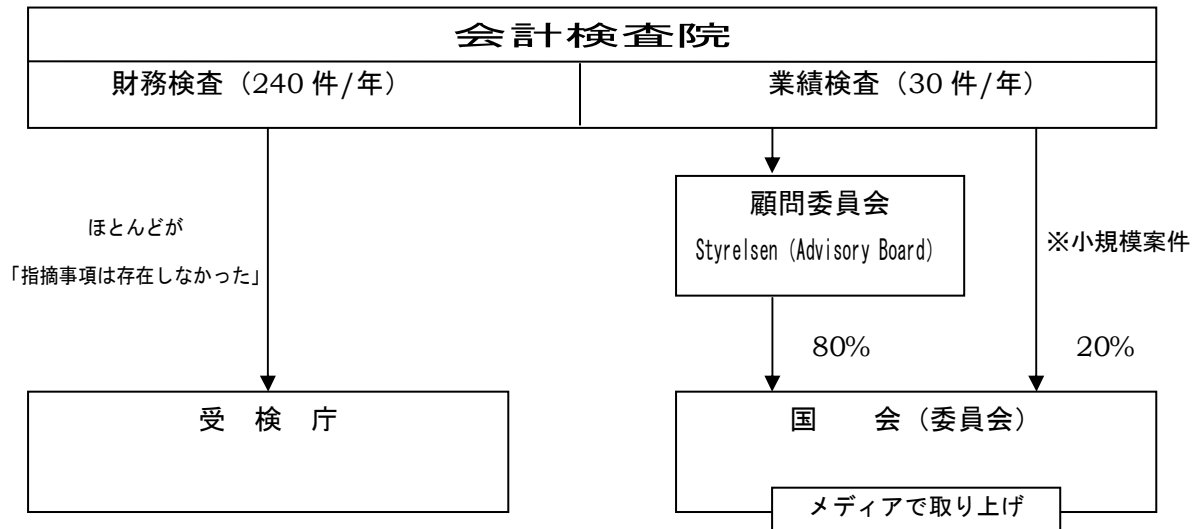
業績検査の着眼点は、大きく 2 段階に分けられる。a. 政府や議会の決定事項がきちんと実施されているか、b. 国民に対して施策がきちんととどいているかの 2 段階である。前者 a. については責任省庁の合規性を検証するものであり、後者 b. については国民が法の下で保証されている等しいサービス受益の原則が担保されているかどうか、効率的・経済的にサービスが提供されているか（VFM）等を検証するものである。併せて、こうしたポイントについて、誰が責任を有しているのかを明らかにするプロセスも重要視されている。制度所管省庁の活動上で何らかの欠陥が存在するのであれば、レポートの最後に勧告の形で政府・各省庁等に対して意見を述べることとなる。

業績検査のほとんど（小規模調査を除く）は顧問委員会を必ず通すことになっている。顧問委員会は、検査テーマに関する示唆等を行うものの、スウェーデン会計検査院は検査テーマ選定に際して完全にフリーハンドを有しており、この点では、例えば米国会計検査院（GAO）とは異なっている。また顧問委員会は、国会への業績検査レポート提出の際に公式のコメントを付す場合もある。

インタビューによれば、スウェーデン会計検査院の業績検査において、いわゆる有効性検査——アウトカム・インパクト分析——を行うことはあまりないとしている。例えば仮に政府が設定した目標が達成されているか、達成されていないかの確認は行うにしても、実際の分析や問題点の指摘は、法律の遵守に問題があるのか、もしくは政策のインプリメンテーションに問題があるのかにメスを入れるというアプローチ方法を採用している。問題点から出発する（problem oriented）のがスウェーデン会計検査院の業績検査に共通した取組であり、こうした問題点は個々の政策によって異なるものである。個々の業績検査の共通性を見いだすことは難しいが、強いて言えば、政策そのものの妥当性や、政策を実施する機関の効率性等は業績検査のテーマとして取り上げやすいとしている。

これに対して、財務検査では、検査対象機関 240 機関を年次ベースで検査している。各機関が作成している年次報告において、要請されている記載事項がきちんと記載されているかについての形式的な審査が主体であり、分析の内容、統計数値の正確性等については特段チェックしていない。会計検査院がまとめる報告の構成は、財務会計内容のチェック、業務結果についてのチェック、まとめである。全体のうち約 230 機関は概ね問題がないという状況で、1 頁程度で「指摘事項は存在しなかった」との報告を行うのみであるとしている。

図表 スウェーデンにおける検査結果報告



資料) インタビュー結果を基に、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが作成

③業績検査の事例

新制会計検査院として活動した 1 年目の 2004 年 6 月 2 日までに王国議会に提出された業績検査報告書（2003 年度分）は、次の通りである¹⁴。業績検査として選択されたテーマの範囲により、そのテーマはその後数年間の業績検査計画に残ることになる。ただし、下記の業績検査テーマは、前身の会計検査局や議会検査官時代に業績検査計画が作成され、既に業績検査が進められてきていたものであるため、2004 年度の業績検査計画に十分対応していないものもあるとのことである。

- ・動物保護監督システムの有効性
- ・地域社会資本計画 ―なぜ優先順位付けが必要なのか―
- ・委員会システム内での変化
- ・労働事務所 (employment office) による失業保険のマネジメント
- ・国の保証モデル
- ・地域社会生活での犯罪又は順応 ―刑務保護監察局対象者のフォローアップ―
- ・何十億もの武器 ―軍の武器調達の検査―
- ・身体障害者への個人給付
- ・有料化された統計 ―統計局により有料化された業務の管理―
- ・保健サービスにおける優先順位の基準
- ・大使館を通じた支援 ―協力進展の観点からの外務省と SIDA の検査―
- ・等価の程度 ―政府プログラムの検査―
- ・高級官僚の特権と特典

なお、2004 年度年次報告によれば、2004 年度に実施された業績検査（対象は 2003 年度決算）で重視されたテーマは以下の通りである¹⁵。同年次報告によれば、業績検査における重点テーマを示したのは、個々の検査結果を説明するためではなく、新制会計検査院の最初の運営年度である 2004 年度における業績検査の優先度を示すことが目的であったとしている。

- ・公的団体及び公社への政府の管理
- ・王国議会への政府のレポート報告
- ・管理下のコストインフレ
- ・法と秩序

¹⁴ Riksrevisionen (2004) , Report 2004., pp. 43-44 より。下線を引いたテーマは社会保障分野。

¹⁵ Riksrevisionen (2004) , Report 2004., p. 23。

- ・ 政府内再構築
- ・ 特別補助金、特別給付金
- ・ 雇用の提供
- ・ 社会資本
- ・ 公的セクターにおける技能と能力の供給

さらに同年次報告では、2005 年度に実施している業績検査（対象は 2004 年度決算）として、疾病休業手当と障害者手当のコスト増加についての業績検査を行っているとしており、国家予算の多くを占める手当費用の増大について、政府が議会に対して情報提供をする義務を果たしているかどうかを検査していると報告している（第 IV 章 1（2）“スウェーデン会計検査院 2——限界に達しつつある「障害者手当」”で紹介）。

④業績検査の質の向上のための取組

業績検査の質を向上させるため、スウェーデン会計検査院では、年に 1 週間程度、調査官向けの講習会を実施している。この講習の期間中、調査官はデータの収集・分析技術を学び、検査の指揮・作業手順を習得するとともに、プレゼンテーション技術や報告書作成、マスメディアとの交渉に関する講習を受けることとなっている。また、スウェーデン会計検査院には、異なる専門分野を代表する 6 人の研究者によって構成される学術顧問会議（Scientific Advisory Council）があり、年に 5 回程度会合を開き、情報を交換している。

実際の業績検査には、外部有識者（主として大学教授）が係っていることも多い。その他にも、専門的知識の不足を補うために、個別の業績検査の遂行そのものに外部有識者を一時的に雇用することもある（第 IV 章 1（7）“スウェーデン会計検査院 7——公共の職業紹介サービス”で紹介）が、年間で 10 人程度であり、職員人件費の 5%程度に過ぎない。

(4) 社会保障分野における検査の実施状況

インタビューによれば、元々スウェーデンでは、労働市場政策と社会保障政策とは区別されてきた経緯があり、労働市場政策については本来労使間で解決すべきであり、政府が介入すべき分野ではないという伝統があったとのことである。社会保障政策や医療政策の場合、全国一律で同じレベルのサービスが提供されることが求められるため、実施機関の共通性や相違性を分析する検査アプローチがよく用いられるとのことであるが、他方、労働市場政策は、地域の雇用市場・産業動向によって変わりうるものであり、同様のアプローチはとりにくいとのことである。

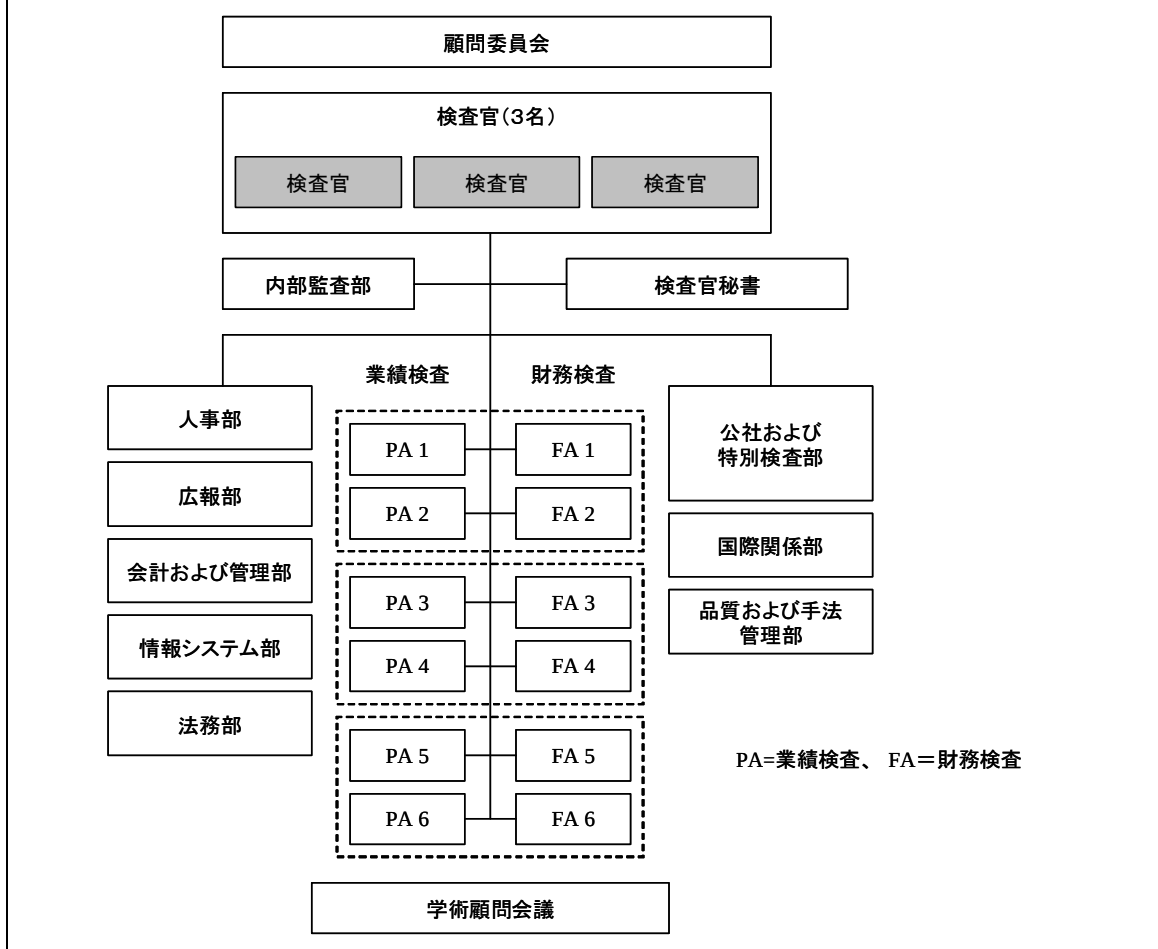
一般に、社会保障政策の大半を担うランスティングやコミューンに対して会計検査院が調査に入ることはできず、通常は社会庁やランスティングから提供されたデータに基づき分析を行うだけにとどまる。特に社会扶助の場合、提供すべき最低レベルが全国一律で示されており、若干の運用上の差異はあるものの、ほぼ一律にサービスを提供している状況である。その結果、概して自治体間での競争インセンティブ、マネジメント改善のインセンティブが働かない状況にある。

ただし、国からの特定（ひも付き）補助金提供されている場合には、当該補助金の部分に限定して調査を行うことは可能であるし、合規性の観点から調査を行うことは可能である。ランスティングやコミューンに関する調査を行う際には、①まずランスティング・コミューン連合会や省庁に対して事前説明を行い、協力依頼ベースで調査協力を依頼するが多い。②場合によっては、すでに省庁が過去に調査を行っていることもあるので、その場合は当該調査データの提供を要請する、③また、各ランスティングの代表者を招集してフォーカスグループ形式での調査を行うことも多い。

【参考 1】2006 年 9 月までの検査体制

検査官が交代する 2006 年 9 月までは、検査対象の 3 分野は①安全保障、国民経済、国際協調、資産管理、②健康、保健、社会福祉、③税、教育、開発に分かれており、各検査官には、検査対象分野に対応した 2 つの財務検査（financial audit）部と 2 つの業績検査（performance audit）部が割り当てられていた。

<2006 年 9 月までの会計検査院の組織図>



資料) Riksrevisionen (2003) , Riksrevisionen - The Swedish National Audit Office

【参考 2】 社会保障分野における業績検査の方針（前身の会計検査局時代） ¹⁶

社会保障分野の業績検査は、主に以下の 2 点（①政府全体の基本方針—この場合「Work First」原則—の達成状況を分析すること、②社会保障制度の政策目標—全体目標、個別目標—の達成状況を分析すること）により行うこととされていた。

①「Work First」原則に寄与した割合を明確にすること

「Work First」原則¹⁷は、スウェーデンの経済政策上の最も重要な目標である。政府の管理・運営下にある社会保障の様々なレベルにおいて、政府全体の基本方針を念頭に置いた取組がなされているのか——「Work First」原則が、個別の社会保障制度の中で実践されているのか、複数制度間の相互関係の中でも実践されているのか——を明らかにするため、様々な業績検査が実施される必要がある。この観点からの業績検査は、次の着眼点から行われる。

- ・制度が導入された当時の状況は、今日でも変わりがいないか。
- ・税制との関係で悪影響を及ぼすような状況はないか。
- ・給付金の支給が、受給者の勤労意欲を削ぐような形になっていないか。
- ・勤労意欲の欠如について、社会保険庁の政策に責任はあるか。
- ・法令・規程の適用について、関係者に混乱をもたらすような裁判所の判決はないか。
- ・当該制度を運営する主体として、社会保険庁は適任か。
- ・より効果的に政策目標を達成する別の手段はないか。

②政策目標と成果の間を検証すること

これまでの業績検査では、全体管理業務と内部調整業務を主な対象として集中的に行われてきている。こうした取組の結果、運営費と給付金の双方の削減を達成することができた。しかし、未だに、事前に設定されている政策目標と、最終的に得られた成果との包括的・体系的な比較はなされていない。社会保障制度全般に適用可能なモデルを作成できうれば、社会保障政策を個別またはグループ毎に研究し、個々の社会保障制度または全体的な社会保障システムで、多数存在する受給者カテゴリー毎の影響を研究することも可能となるだろう。会計検査院は、個々の給付金または相互に関連している複数の給付金グループと、そのそれぞれの受給者に関しての検証を可能とするため、現行の各給付金支給制度を研究すべきである。このような考え方に基づいた新たなモデルを作ることそれ自体が会計検査の目的ではない。重要なのは、事前に設定されている政策目

¹⁶ Riksrevisionsverket (2000) , *Health and social affairs 1995-1999*.

¹⁷ 失業状態よりも就業状態の方が好ましいこと、勤労意欲を刺激する法令や規制を整備すべきこと、法令や規制は雇用市場に参加する個人の意欲を刺激すべきこと、社会保障政策において社会復帰援助（リハビリテーション）の重要性が増すこと、等が挙げられている。

標と、最終的に得られた成果とを、体系的に比較することである。この観点からの業績検査の具体的モデルは、以下のように構築される。

- ・分野の特定（個別制度、受給者カテゴリーの特定）
- ・政策目標の特定、解釈
- ・政策目標の視点から見た最終的な成果の分析
- ・政策目標と最終的な成果との間の乖離状況の確認
- ・中間にある要素の分析（活動、慣習等）
- ・改善提案

【参考 3】業績検査と評価の違いについての会計検査院（前身の会計検査局）の考え方

業績検査と評価の相違についての会計検査院の考え方¹⁸については、業績検査の範囲は、プログラムが目的に対してどの程度合致しているのか、また、その目的に到達するために用いられた手段を分析することに限られる、としている。これに対して、評価の場合は、分析過程において議会で決定された目的そのものを問うことも可能である、との立場を取っている。

¹⁸ Inga-Britt Ahelenius（2000）, “Performance Audits, Evaluations and Supreme Audit Institutions.” International Journal of Government Auditing, January 2000 より要約。

3. フランス——Cour des comptes——

(1) 会計検査院の位置付け

フランス会計検査院の現在の形態は、ナポレオン 1 世によって 1807 年に確立されたとされている。フランス会計検査院には、ドイツ、スウェーデン、日本には見当たらない機能として行政裁判機関（司法的組織）としての性格を有している。フランス会計検査院では地方会計検査院（*Cambre régionale des comptes*）¹⁹が第一審として管轄する案件以外のものを管轄し、地方会計検査院が第一審として管轄する案件については、上訴を管轄する。それゆえ、フランス会計検査院の検査の本質は、法的権限と手続を備えた法令遵守及び業績の検証を志向していると言うことができ、また司法的権限を有していることから、その権威は高く、最高裁判所と並ぶ最高機関（*Grandscorps de l'Etat*）の一つとして位置付けられている。

フランス会計検査院の任務は、共和国憲法第 47 条によると、「予算法の執行の監督において、国会と政府を補佐する」こととなっている。なお、組織の設置、権限、組織等、会計検査院ならびに地方会計検査院に関する法律、規則の全ては「財政裁判所法典（*Code des juridictions financières*）」に統合されている²⁰。

¹⁹ 地方会計検査院は、社会党政権下で制定された 1982 年 3 月 2 日第 213 号法律によって、各州に設置された。それまでの地方政府の事後的な財政統制については、会計検査院の人的制約により、財務省からの出向者である統括出納官に移譲されていた。しかし、（財務省職員である）統括出納官は、会計検査院職員とは異なり、裁判官としての資格を持たないことから、検査範囲に制限があった。こうした司法的統制の欠陥を解消し、同時に地方分権により地方政府が国の事前統制から自由になったことと引き換えに、事後統制の強化を図る必要から、地方会計検査院が設置されることとなった。ただし、公的資金の良好な使用を確保するという国民の権利を守るために、地方会計検査院が地方政府の予算編成に行政的に介入することもある。また、地方会計検査院と国の会計検査院が連合で検査にあたることもある（2003 年度における水道マネジメント検査等）。なお、地方会計検査院は国の会計検査院の地方部局の位置付けであり、組織構成、職員身分とも会計検査院とほぼ同様である。

²⁰ かつては、具体的権限や検査手続等については、会計検査院に関する 1967 年 6 月 22 日法律第 67 号及び 1985 年 2 月 11 日政令によって規定されていた。

(2) 会計検査院の組織体制

①組織

フランス会計検査院は、大統領令に基づき閣僚会議で任命される院長（Premier Président）によって指揮されている。なお、会計検査院長は、地方会計検査院長会議の議長を勤めることになっている。

7 人の局長（Président de Chambre）は、政府によって上席判事（conseillers maîtres）の中から選ばれる。各局内には、上席判事を長とする検査チーム毎に仕事が割り振られている。7 つの局の他には、検事総長（Procureur Général）を長とする検事部（Parquet Général）が存在し、国のサービスと会計検査院の間の仲裁者として機能する。

フランス会計検査院のスタッフ数は 649 名であり、うち、会計調査官までの 200 余名は大統領令によって任命された終身の行政裁判官である。上級管理職のほとんどは、国立行政学院（ENA : Ecole Nationale d'Administration）の出身である。採用されたスタッフは、他省庁への出向や、民間監査法人への研修等を通じて、実務に精通した調査官としての信頼性を向上させていく。ただし、ある局に配属されると、当該分野に留まり、その分野での専門知識を積み上げていく傾向にある。

図表 会計検査活動における人員配置の推移

	2001	2002	2003	2004	2005
院長	1	1	1	1	1
検事総長	1	1	1	1	1
法廷長（局長）	7	7	7	7	7
事務総長・事務次長	3	3	3	3	3
次席検事	3	3	3	3	3
検査職員					
上席判事	100	106	109	106	106
判事	46	70	84	76	76
会計調査官	26	18	14	16	20
常勤報告者数	57	48	56	60	60
アシスタント	77	80	84	83	70
常勤人員総数	319	335	360	344	355
非常勤報告者	48	34	26	37	33
検査職員総数	367	369	386	381	390
行政職員	246	253	258	256	259
会計検査院職員総数	615	624	644	649	649

資料) Cour Des Comptes (2005) , *Rapport au Président de la République 2005*

②検査対象

フランス会計検査院の検査対象は「義務的検査対象」と「任意検査対象」に分かれ、義務的検査対象は、国、国の公的機関（政府関係機関）、国有企業、社会保障機関の 4 つである。一方、任意検査対象は、義務的検査対象機関が資本又は議決権の過半数を有している機関、国、政府関係機関、国有企業又はその子会社から財政援助を受けている機関、慈善団体の 3 つである。このうち慈善団体については、様々な形で公的資金が投入される性格から、1991 年 8 月 7 日法律により、国から直接的な財政援助を受けていない場合でも検査対象となることになった。また、1950 年以降に社会保障機関、1976 年に公社と国有産業が義務的検査の対象となっている。

フランス会計検査院には、a. 合規性検査（Le contrôle de régularité、英文では Regularity Audit）、b. 管理運営検査（Le contrôle de la gestion、英文では Management Audit）、c. 議会と政府の支援（L'assistance au Parlement et au Gouvernement、英文では Assisting Parliament and the Government）の 3 つの権限が付与されており、1997 年 9 月以降、以下の 7 つの局（Chamber）が、それぞれの検査を担当している。なお、社会保障分野は主として第 6 局の担当となっている。

各局は、第 1 局長に対して、年間検査計画と中期検査計画を提出する。これらの計画によって、出納官の義務解除（discharge）に必要な検査²¹や、業績検査を含む財務運営の検証のためのテーマ選択を提示することになり、最終的には院長が年間計画を決定する。

図表 会計検査院の検査対象分野

局	検査対象省庁
第 1 局	財務省及び全ての財政関連機関
第 2 局	防衛、産業、エネルギー、内外貿易、工業担当の省庁
第 3 局	教育、文化、研究、公共放送担当の省庁
第 4 局	国家の統治活動（司法、内務、外務等）に関する省庁
第 5 局	雇用、労働、職業訓練、住宅・社会福祉担当の省庁
第 6 局	保健社会保障担当省庁、社会保障機関
第 7 局	社会資本、交通、都市計画、農林漁業、環境、観光担当の省庁

資料）フランス会計検査院ホームページ（http://www.ccomptes.fr/anglais_1.htm）より作成

²¹ 「③財政統制システム」を参照。

③財政統制システム²²

フランス会計検査院の役割を把握するためには、その前提として、フランスの財政統制システムを理解する必要がある。

フランスの財政統制には 3 つの重要な職種がある。支出制限範囲内での予算権限を持つ各省庁の長（*ordonnateur*）、財務省職員で各省庁に常駐する財務統制官（*contrôleur financier*）、及び、やはり財務省職員である出納官（*comptables publics*）である。予算法に関する新たな憲法付則によれば、この三者には高い自律性が与えられている。

各省庁の長は、目標及び成果指標を通して、目標遂行に専心しなければならず、また管理活動についても説明する義務を負っている。

一方、財務省は、予算の編成及び議会承認に関与するだけでなく、予算の執行についても一元的に管理・統制している。各省庁の支出段階においては、財務統制官が、担当大臣又はその代理人（委任者）に支出要求が提出される前に、財務法令を遵守しているか、利用可能な承認額を超過していないかどうかを全て検査することになっている。

財務統制官の役割は、財政活動を効果的に検査し、省庁の行動を監督し、予め規定された限度額を超過しないように保証することである。また、公共支出を削減するために、より広範な政府目的に沿って、部局の支出を抑制する努力をすることである。なお、2005 年度までは、財務統制官は政府資金利用の証書に対して、裏書（是認）を与えなければならなかったが、新法の下では、彼らの役割は事後統制（*posteriori control*）に移行することになっている。

また、収入や支出決定は、命令官たる大臣又は代理人が行うが、支出・収納行為は、出納官が会計法令に従っていることを検了し、違反している場合にはその支出・収納を拒絶することになっている。このように、出納官の役割は公的資金の利用における財政の均衡、整合性、合規性及び品質を保証することであり、支出時における内部統制を担当する。出納官は、個人的には統制権の範囲内で政府資金に対する責任を有しているが、勤務している機関からは完全に独立性を保っている。出納官は、取られる意思決定に責任を有しているので、もし、支出が適正な認可又は法的根拠を欠いている場合は、支出額に責任を持つことになる。全ての出納官は、リスクをカバーするためにボンドによって保障されており、会計検査院又は地方会計検査院が、出納官の作成した計算書を検査し、彼らの責任を解除するまで責任を有し続ける。出納官及びそのスタッフ数は、中央、州、市町村合わせ、約 55,000 人に上る²³。

²² 以下『③財政統制システム』『④司法的検査』については、金刺（1996）をベースに、その後の動向を UK National Audit Office（2005）を参考にしてまとめた。

²³ 財務省職員である財務統制官や出納官とは別に、各省庁には、内部監査組織が存在し、監察総監（General Inspectorate of finance）のポストは、会計検査院や最高裁判所と並んで、最高機関（Grands corps de l'Etat）の一つとされている。

このように、全ての予算執行は支出負担及び支出・収納の段階で各省庁の会計官でなく財務省の会計官により一元管理されているため、会計検査院は予算執行の過程では介入せず、会計年度終了後に検査活動を行うことに時系列的な統制分担・限定がなされている。

したがって、フランス会計検査院の基本職務は執行過程の統制を検査することになり、制度的には組織でなく会計官の行為を検査することとなる。財務統制官及び出納官が適切に職務を遂行したか、命令官により財政が法令に従い、かつ、有効に管理・運営されたかを調査・確認することになる。

決算は、出納官により担当省庁毎に一元管理されているので、会計検査院による決算証明は、単純化されている。財務省で予備検査を行っているために、会計検査院による決算確認は、出納官の作成した計算書を審判するという、司法的検査の性格を帯びることになる。なお、決算確認とともに、「国家予算の執行に関する報告」が国会に提出される。これは、財務省出納官による個々の経理レベルでの予算・決算の相違分析とは異なり、マクロ的な観点からの予算・決算の検証を目的とした報告である。会計検査院による個々の会計経理の合規性・効率性・有効性の検査は、「司法的検査」及び「業績検査」の中で実施される。

④司法的検査

会計の意思決定は、命令官（大臣又はその代理人）である省庁のトップによってなされ、支出・収納を行うのは出納官である。出納官は、毎年、会計検査院に対して計算書を提出し、かつ、応答責任を負っている。会計検査院は、その責任を審判する会計法廷として設立されており、会計検査院の職員が裁判官の身分を有しているのはそのためである。

司法的検査の目的は、出納官が適切に義務を履行したかどうかを確認することにあるため、提出された計算書の正確性が検査されることになる。具体的手続としては、税金等の徴収すべき資金が全て出納されたかどうか、徴収義務額と実際に徴収額を比較することによって検査され、次に、支出が財務法令に違反せずに行われたかどうか、補助帳票を抽出調査して行われる業績検査の過程で検証される。

出納官に対しては、仮判決後、回答のための 1 か月の猶予が与えられるが、回答内容が不十分な場合には、未徴収額又は違法支出額を自己財産から弁償することが命じられる²⁴。

出納官以外の会計官については、会計検査院に対する応答責任はないが、命令官が財務法令に違反する意思決定を行った場合には、会計検査院駐在の検事総長を通じて告発される。このように、司法的検査を通じて、事実上全ての会計官の行為の適法性が検査される。

²⁴ 実際に最終判決で弁償義務を負う割合は極めて低く、仮判決の 2～3%程度である、と言われている。（金刺（1996））

図表 会計検査院の財政裁判所 (juridictions financières) としての活動 (行政報告)

報告の性質	提出された報告数				
	2001	2002	2003	2004	2005
急速審理	49	27	39	41	31
検事総長の報告	141	103	122	88	45
院長の通達	231	269	316	235	261
特定の報告書	36	35	34	33	31
暫定確認事項	252	345	238	239	236
小 計	709	779	749	636	604
CRTC ²⁵ の要求による 検事総長の報告	43	14	33	48	30
裁判所により伝えられる 刑事上の事項	4	7	2	4	2
CRTC により伝えられる 刑事上の事項	26	15	22	26	29
合 計	782	815	806	714	665

	2001	2002	2003	2004	2005
判決	425	378	377	373	321
上訴判決	76	52	39	40	33
罰金	11	5	2	3	2
事実上の管理	32	24	22	14	10
停止	85	34	20	34	38

資料) Cour Des Comptes (2005) , *Rapport au Président de la République 2005*

²⁵ 地方及び領土の会計検査院 (Chambres regionales et territoriales des comptes)

(3) 業績検査の実施状況

フランス会計検査院の資源の約 3 分の 2 は、財務運営の検査や業績検査に費やされており、これらの業務は「**bon employ des fonds**——公的支出による望ましい目的の達成についての精査」と呼ばれている。

業績検査は、会計検査院に対して「公共資金が良好に使用されているかどうか」の確認が要求されていることを受けて実施される検査と定義される。したがって、会計処理が財務法令を遵守しているかどうかの合規性の検査も業績検査の範疇に含まれることになり、通常こうした検査は、補助帳票の抽出調査によって行われる。また、業績検査では、合規性の検査だけでなく、検査対象組織の職員数、賃金、調達方法、装備方法の適正性、及び目標達成度とコストの関係等、経済性、効率性、有効性に関する検査も含まれている。すなわち、合規性、効率性、有効性に対する検査が同時に業績検査の還流の中で行われることになる。ただし、業績検査の検査報告は定性的記述が中心であり、統計学的・計量経済学的分析を行っている事例はほとんど見うけられない。

業績検査のテーマは、その問題が抱えているリスクや、検査サイクル、関連分野における過去の経験、政治的・公的関心の高さ等に応じて選定される。1992 年以降、地方公共団体は、内部の監査部門が弱点だと強調した特定分野についての検査を、地方会計検査院に対して要請できることとなった²⁶。

検査報告までの手続は、前述の司法的検査と同様である。各局による検査は、ほとんどの場合実地検査を通じて実施され、そこで発見された事項は、それぞれの局内における上席判事から構成される「カレッジ (college)」に報告される。そこで適切な指摘・批評を導出し、承認されると、検査対象組織のトップから意見聴取が行われる。不適正事実については、検事総長を通じて検査対象組織のトップに報告され、トップは当該指摘事項に関して何を行ったのか、また、その原因を説明することが求められる。出納官の財務法令違反については、司法的検査案件として処理される。

以上の業績検査のうち、国レベルでは是正行動が必要と思われるもの、及び重要な指摘事項については、年次報告に記載される。2004 年度の年次報告を例にすると、会計検査院が行う業績検査の種類として、合規性、効率性、有効性についての記述がある。以下、2004 年度年次報告における記載内容を基に、それぞれの観点からの業績検査について説明する。

²⁶ 財務検査の方法論については、調査官以上の行政裁判官の自律性が大きい。この過程では、出向者や専門家を活用することも多く、彼らは、そのレポートの内容についても責任を持つことになる。

① 合規性検査

合規性の検査の対象には、会計検査の際の予算と支出の会計上の合規性ととともに、管理手続上の合規性も含まれる。

a. 会計の合規性

2004 年に、会計検査院は財政裁判所法第 113 条第 1 項に基づいて、政府関連公的企業の会計に関する意見を盛り込んだ 29 のレポートを関連諸機関に対して発行した。会計検査院はさらに、同法第 133 条第 2 項の下で権限が及ぶ、公的な援助を受け入れている会社、組織、法人に関する 4 つの特別レポートを発行した。上記の全てのレポートにおいて、同法第 135 条第 3 項の規定に基づいて、会計検査院は会計の合規性と公正さに関する意見を表明した。

今回の報告書では会計規則の適用について、収支結果を過大評価するような形に歪められていたり、費用が次回分に繰り越されていたり、責任者による点検結果と資産の現状が符合していなかったり、委託が行われた場合に組織それ自体と第三者の会計が混同されたりといった状況が明らかになった。

b. 管理手続の合規性

2004 年の年次報告書では、行政機関・幾つかの国立機関・地方自治体等と、公的管理手続に参入したり公共サービスを担っていたりする様々な民間団体との関係を規律する法律は、依然として脆弱であることが指摘されている。様々な種類の援助（事業あるいは投資に対する助成金、人材・設備の供給等）は、未だに何ら法的根拠が無いことも指摘されている。公的機関と民間団体との関係を規律する原則が公的機関によって尊重されているかどうか不明であり、監視を受けることもなく援助が割り当てられている点も問題視されている。会計検査院では、各団体の自律性を守り、各団体に与えられている任務を特定し、それぞれの場合において財政的な均衡を保ち、かつ団体の運営にかかる費用が不当に行政の負担になることを防ぐ協定を結び、その協定の中で関連機関の権利義務関係を規定することが重要な原則である、と考えている。また、公的機関と民間団体の間に従属的な関係ができた場合の管理の危険性についても言及している。

助成金や手当に関しては、各個人が挙げた成果が十分に考慮されていないことが指摘されている。会計検査院がこれまで行った検査の結果に基づけば、手当に関して様々な規定が定められたにもかかわらず、未だにそれに当てはまらない例外が残存している。

②効率性検査

効率性検査は、実際に行われた活動に対してどれだけの資金が使われたのかを評価対象としている。2004 年度には、会計検査院は軍隊の活動環境の維持の問題に関して特別レポートを発行した。その中で会計検査院は、防衛省の予算内で当該部門に割り当てられた資金によって、装備の利用が十分に可能であったかどうかを分析している。最初のレポートでは、1996 年 5 月 3 日の法律の後に消防と救助活動が県の管轄下に置かれたことに関する地方及び領土の会計検査院（CRTC）の分析が紹介されている。検査を実行する中で、CRTC は管理の効率性を損なっている様々な要因を特定した。例えば、助成金が諸団体や組織の現実の収支状況に合わせて配分されていないこと、地方自治体から多額の融資が行われているにもかかわらず追跡調査が行われていないこと、協定に定められた予算の取り立てが行われていないこと、付加価値税の埋め合わせの不在、そして計画の事前分析の不足等である。

③有効性検査

有効性検査は、実際に行われた活動の目的とその結果実際に得られた結果との整合性を評価対象としている。2004 年度の年次報告では、地域の観光協会やフランステレビジョンの持ち株会社に関する例が紹介されている。雇用促進政策の評価措置を対象とした部分では、行政が自身の有効性を評価する方法が分析される。

会計検査院によって過去に何度も指摘されている問題としては、1 点目として複数の省庁にまたがる問題や政府機関と地方機関の両方に関わる問題に対して、関連機関の間での協力が困難であったり、又は全く存在しなかったりすることが挙げられる。2 点目として行動主体（アクター）が多数存在し、それぞれの方向性がバラバラで、かつ調整に時間がかかっているために、最終的に得られる結果に悪影響を及ぼし、責任の所在を曖昧にし、しばしば公的部門の管理に追加費用を発生させる原因になっていることが挙げられる。

なお、近年では、他の省庁でのガイドラインや教育研修セッションを通じたプログラム評価の向上に対応し、会計検査院でもプログラム評価の方法論を発展させつつある。

④業績検査結果の取扱い

1995 年度以降、フランス会計検査院は、国会に対して年間 3 本の主要レポートを提出している。「予算案の実施状況について」「年次報告」「社会保障システムに関する報告書²⁷⁾」の 3 つである。

このうち「予算案の実施状況について」は、財政運営結果の分析であり、重大な予算法上の違反や、財務統制官により非効率、浪費的支出と判断されたことにより削減された支出額等が報告される。

なお、憲法付則第 58 条の 5 により、フランス会計検査院では 2007 年度から決算書を証明するレポートを議会に提出することになっている。これらは単なる適合書としての位置付けではなく、2006 年度決算に関する合規性、正確性、真実性についての証明検査 (Certification Audit) となる、とのことである²⁸⁾。

また「年次報告」は、業績検査からの監察事項等が記載され、大統領と国会に対して提出される。近年、国民議会（下院）の財務委員会においては、会計検査院と密接に作業を行う「調査統制チーム」が発足している。業績検査のうち、国家レベルでの修正行動が求められるもの、及び重要な指摘事項については、会計検査院内の評定会議を経て年次報告に記載される。報告書は担当大臣からの回答も添付され、大統領ならびに両院議長に提出され、一般にも公開されることとなる。

2005 年度の年次報告では、全体的な検査結果についての概論はなく、第 1 部では個別テーマに関する会計検査院の介入効果、第 2 部では個別テーマに関する財政司法権による検査結果、第 3 部では財政司法権の活動が紹介されている。

以下、2005 年版年次報告の目次構成、2003 年度以降の個別公表レポートのタイトル一覧を示すこととする。

【2005 年版年次報告の目次構成】

第 1 部：会計検査院による介入 (interventions) の効果

- 1 – 国家財政の状況と財政赤字の動向
- 2 – 移民の受け入れと統合
- 3 – 教育政策の優先
- 4 – 産業と環境間の相克：Salsigne 金鉱の例
- 5 – 資源管理分野での調査
- 6 – 原子力設備の解体と放射性廃棄物の管理
- 7 – パリ警察区の運営及び財政管理

²⁷⁾ 「社会保障システムに関する報告書」については、『(4) 社会保障分野における検査の実施状況』を参照。

²⁸⁾ そのため、会計検査院では、新しい会計基準の作成や、財務検査の方法についてマニュアルの改訂作業を行っている。また、税収分野等での新しい検査方法を試行中である。

- 8 - ユーロカンパニーのファンドの充当管理
- 9 - 海外でのフランス語教育機構の改革
- 10 - フランステレビ広告—新契約の交換
- 11 - 国と高速道路金融産業会社（Cofiroute）とのコンセッション契約の実施
- 12 - 教育省の実物遺産財産管理
- 13 - パリ市国際大学
- 14 - 航空機の航行管理
- 15 - 陸軍用具の維持管理状況
- 16 - 会計検査院による近年のスポーツ分野における介入

第 2 部：財政監督者としての観察

- 1 - 雇用奨励金の管理及び効果
- 2 - 建設努力における雇用主の参加（PEEC）
- 3 - 出産政策
- 4 - 大学図書館
- 5 - 外務省
- 6 - 南極島フランス領の管理
- 7 - 地方分権下でのソーシャルワーカーの訓練における国の役割
- 8 - 休暇小切手機関（ANCV）
- 9 - フランス志願兵訓練連合
- 10 - 軍人の退職年金
- 11 - 公務員の職業上の傷病
- 12 - フランスラジオの状況と見通し
- 13 - アルザス（Alsace）地方の学校公益施設における利用者回復
- 14 - アムネビル（Amnéville）コミュニケーション
- 15 - 北部機関の浄水管理
- 16 - 地方自治体の世襲会計：パリ街区の例

第 3 部：財政監督者としての活動

【2003 年度以降の個別公表レポートのタイトル一覧】

<2003 年度>

- ◆浄水サービスの管理
- ◆地方自治体への事務委任と国の改革
- ◆郵便局
- ◆若年者の法的保護
- ◆障害を持った生活

◆国家公務員年金 ◆教育システムの管理
<2004 年度> ◆陸軍用具の維持管理状況 ◆移民の受け入れと統合
<2005 年度> ◆フランスにおける相互地方自治 ◆被扶養高齢者 ◆大学における研究管理 ◆都市圏公共交通 ◆フランス銀行 ◆原子力設備の解体と放射性廃棄物の管理
<2006 年度> ◆全国自律連帯金庫（CNSA）における資源配分と設置状況 ◆海上交通の変化に相対するフランスの港 ◆公共健康施設の人材 ◆失業保険の進展：雇用復帰援助を伴った補償 ◆警備と再統合：監獄の管理

(4) 社会保障分野における検査の実施状況

1994 年 7 月 25 日付第 637 号法律によって、フランス会計検査院は年次報告とは別に、議会に対して「社会保障システムに関する報告書」を提出することが要請されることとなった。ここでは、2006 年 9 月に議会へ報告された「社会保障に関する報告書」の内容について紹介する。

【社会保障に関する対議会報告書（2006 年 9 月）の目次構成】

第 1 部：2005 年の年度会計
第 1 章 社会保障に関する支出
Ⅰ．疾病保険に関する支出
Ⅱ．労災と職業病関連の支出
Ⅲ．退職者に関する支出
Ⅳ．家族関連の支出
第 2 章 社会保障費の財源
Ⅰ．4 年前からの財源の変遷
Ⅱ．社会保障費の資金調達のために活動する諸団体
第 3 章 会計収支と赤字の穴埋め
第 4 章 会計検査院が行った検査・監督
第 5 章 会計検査院が以前行った勧告の成果
第 2 部：リスク管理
第 6 章 医療に関する政策運営
第 7 章 国の疾病保険に関する政策運営
第 8 章 共済組合と保険会社による疾病保険の運営
第 9 章 職業一般における社会保障政策
第 10 章 電気・ガス・パリ市交通公団・フランス国有鉄道の退職者に対する特別の政策

会計検査院は毎年、社会保障費の資金調達に関する法律の適用についての報告書を作成している。この報告書は、フランス国内における社会保障関連の全ての組織の会計報告を網羅的に分析したものである。

報告書は大きく二つの部分に分けられている。第 1 部（2005 年における社会保障費の現状）では、資金調達に関する法律の目的に照らして、支出（第 1 章）、収入（第 2 章）、最終的な収支と赤字の穴埋め（第 3 章）が順番に分析される。また、第 4 章ではそれらに対して会計検査院が行った検査についての説明がなされている。第 5 章では、会計検査院

が 1997 年から 2001 年にかけて行っていた慣行を復活させた内容である。すなわち、検査院が以前に出した勧告を受けて、検査対象が行動修正を行ったことにより、どのような成果が得られたかを分析したものである。2006 年度版で具体的に扱われる内容は、2002 年度版の病院における医薬品に対する勧告の成果と、2004 年度版の医療に関する諸経費に対する勧告の成果である。

続く第 2 部では、リスク管理が取り上げられている。個別章の概要は以下の通りである。

第 6 章は、病院の部門における支出がテーマである。1990 年代には、より需要に即した病院の経営計画・病院経営の営利化促進・施設の近代化・資金のより公正な分配をそれぞれ目的とした諸改革が実行された。しかし、1999 年から会計検査院が行っている分析によれば、それらの改革がもたらした効果は限定的なものにとどまった。その理由は、それぞれの地域の実情に合った費用配分が、戦略的な視点を持たない中央政府の介入によってしばしば阻害されたためである、との指摘がなされている。2007 年病院改革プランが 2002 年に実行に移されたことを受け、政府は病院経営に関する規制の緩和や、新たな融資制度の導入によって、それぞれの病院がその経営により大きな責任を持つシステムを作ろうとしている。以前の改革の大部分が政府によって干渉されたことを踏まえつつ、この章は現在の改革の実行、特に 2004 年に始まった医療活動の料金（税金）の体系化に焦点を当てている。

第 7 章では、疾病保険の運営が取り上げられている。1999 年 7 月 27 日の法律は、従来の医療保険では保護されない一部の人や、経済的な理由で満足な医療が受けられない人に対しても医療保険の保護を与えることを目的として作られた。それは、フランス本土と海外県の住民の両方を対象とし、両立しうる二つの措置からなっていた。

1. CMU（居住地を基準とする保険）…フランスに 3 ヶ月以上前から居住し、かつ他の保険によって保護されていない人を対象にし、強制医療保険や職業保険に未加入の人をもカバーすることができる。現在約 170 万人の加入者がいる。
2. CMUC（一定基準以下の所得の人を対象にした無料保険）…現在約 480 万人の加入者を数える。

さらに、2004 年 8 月 13 日の法律によって、CMUC ではカバーされない低所得者（具体的には CMUC の上限からプラス 15%までの所得の人を対象）に対して、保険の加入を援助する制度が作られた。この制度の恩恵を受けている人は現在 20 万人存在する。

CMUC の財源は、新たな税制の導入と政府の補助金によって賄われ、その資金の管理は 2000 年に創設された CMU 基金によって行われることになった。

会計検査院は、2001 年 9 月の報告書の中で 1999 年 7 月 27 日の法律の実施状況を調べ、7 つの勧告を出した。そのうち 2 つはすでに解決されたが、残りの 5 つは未解決の課題として残っている。7 章ではそれらの問題について分析を行っている。

第 8 章は、強制医療保険の給付に関する管理委託が取り上げられている。会計検査院が分野横断的な調査を行ったところ、医療保険について、被用者保険、自営業者保険、農家向け保険に関する給付は、保険会社又は相互保険会社に委託されている。それぞれの委託率は 17%、10%、100%である。本章では、委託が行われるようになった歴史的事情、及び委託のシステムがどのような形で機能しているのかが分析されている。

第 9 章は、社会保障関連の組織が行う「社会的活動 (action sociale)」—法律に基づく措置を補完するために行われる援助や行動—が取り上げられている。「社会的活動」は、法律に基づく給付を規律する一般的規則が個々のケースの複雑な事情に対応できないことや、一般的規則の文字通りの適用が不公平さをもたらしうることを理由に行われてきた。本章では、家族給付、医療給付、年金給付の 3 分野が対象となっている。

社会保障関連組織による「社会的活動」は、もともとそれが任意的性格を持つものであるため、法律が変化すればそれに適応していくことが求められる。この問題は近年特に顕著であり、年金・医療・家族それぞれの分野で関連の法律の改正に伴って「社会的活動」の政策内容は変更された。それぞれの分野の背景にある事情、投入される資金、対象となる人等の要素は異なり、例えば、家族給付の場合は保育園やレジャー施設に代表されるように集団的な性格を持つものが多いのに対して、医療給付や年金給付の場合はむしろ個人に焦点を当てている場合が大半を占める。それぞれの分野において「社会的活動」が果たす役割の大きさにも違いがある。家族関連の支出全体において「社会的活動」の占める割合は 11%であるのに対して、年金と医療分野においてはその割合は約 0.5%にすぎない。また、予算を管理する方法も分野ごとに異なっている。

第 10 章は、公的企業における年金制度が取り上げられている。IEG（電気とガスの業界）と PATP（パリ市交通公団）と SNCF（フランス国有鉄道）の年金制度は、しばしばその会員を不当に優遇するものだと言われてきた。具体的には、退職年齢が一般的な業種に比べて早いことや、年金の算出方法の違い等が批判の対象となってきた。しかし、これらの業種の経営は大抵の場合赤字となっており、赤字は経営者自身によって、又は公的な助成金によって賄われている。さらに、これらの業種は 2003 年における年金制度改革の対象外であり、受給者がリスク負担を行わない年金制度が不平等を生む原因ではないかと考えられている。

1993 年から 2003 年にかけての年金制度改革は、年金の開始と終了に関する諸条件を整理し、また長期に渡る支払可能性を担保することを目的としていたが、その目的を踏まえ、上記業種における特権的な年金制度の見直しが必要であるとの指摘がなされている。

<参考文献>

- 穴見明（1998）「スウェーデンにおける成果による管理をめぐる経験」『行政管理研究』第 83 号
- 岩村正彦（1997）「フランス会計検査院（Cour des comptes）と社会保障会計検査（1）（2）」『会計検査研究』第 15 号、第 16 号
- 岩村正彦（1998）「社会保障と会計検査（上）（下）」『会計検査研究』第 17 号、第 19 号
- 金刺保（1996）「各国会計検査院の現状」『会計検査研究』第 13 号、第 14 号
- 藤井威（2002）『スウェーデン・スペシャルⅡ』新評論
- 間柴泰治（2004）「2002 年統治法の改正と王国検査院の創設」国立国会図書館『外国の立法』第 220 号
- 間柴泰治（2005）「スウェーデンにおける国の会計検査機関の改革」国立国会図書館『外国の立法』第 223 号
- Bundesrechnungshof（2005）, *The Bundesrechnungshof and its Regional Audit Offices.*
- Bundesrechnungshof（2005）, *Annual Report 2005.*
- Cour Des Comptes（2005）, *Rapport au Président de la République 2005*
- Inga-Britt Ahelenius（2000）, “Performance Audits, Evaluations and Supreme Audit Institutions.” International Journal of Government Auditing, January 2000.
- Pollitt, Girre, Lonsdale, Mul, Summa, and Waerness（1999）, *Performance or Compliance?* New York, Oxford University Press
- Riksrevisionen（2003）, “The Creation of a New Swedish SAI.” International Journal of Government Auditing July 2003
- Riksrevisionsverket（2000）, *Health and social affairs 1995-1999.*
- Riksrevisionen（2004）, *Report 2004.* June 2004
- Riksrevisionen（2003）, *Riksrevisionen - Swedish National Audit Office.*
- UK National Audit Office（2005）, *State Audit in the European Union.*

<各国会計検査院の Web Site>

- ドイツ会計検査院 <http://www.bundesrechnungshof.de/>
- スウェーデン会計検査院 <http://www.riksrevisionen.se/>
- フランス会計検査院 http://www.ccomptes.fr/anglais_1.htm

